



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2020年度 保健福祉システム部会業務報告会

介護・障害福祉・国保後期・子育て・ 保健衛生関連の制度改正について

2021年5月28日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援施策への取組み
7. 国民健康保険への取組み
8. 保健衛生分野への取組み
9. 自治体システム標準化の動向

1. 福祉システム委員会 活動報告(2020年度事業計画実績)

福祉システム委員会
(金本委員長)
(副委員長：
今井・川崎・坂崎)

- ①厚生労働省各部署、内閣府・子ども子育て本部、内閣官房IT戦略室、番号制度推進室等へのロビー活動
- ②厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険事務処理システム検討会」へ委員10名派遣
 - ・「障害者総合支援事務処理システム検討会」へ委員8名派遣
 - ・「障害者総合支援審査事務研究会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
 - ・「広域連合標準システム研究会」へオブザーバ3名派遣
- ③当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・三菱総合研究所の「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究に係る検討会」へ委員派遣
 - ・三菱総合研究所の「障害福祉データベース構築に向けた調査研究に係る検討会」への委員派遣
 - ・野村総合研究所の「PHRの推進に関する検討会 自治体健診（検診）作業班」へ委員派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣 等

介護保険事務処理WG
(田中リーダ)

- ①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

1. 福祉システム委員会 活動報告(2020年度事業計画実績)

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>介護事業者連携WG (鴻谷リーダ)</p> | <p>①「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究に係る検討会等」への参加を通して、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の事務連絡発出支援</p> |
| <p>後期高齢者WG (岩田リーダ)</p> | <p>①平成30年度税制改正対応(住民税の基礎控除額見直し対応)に伴う対応 ②オンライン資格確認等システムに関する対応</p> |
| <p>障害者総合支援WG (福田リーダ)</p> | <p>①障害者総合支援法等の改正に関する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動 ②番号制度対応に関する活動</p> |
| <p>子ども子育て支援WG (河野リーダ)</p> | <p>①内閣府への体系的な見地からの提言活動 ②児童手当、児童扶養手当の改正や番号対応に関する情報収集活動</p> |
| <p>国民健康保険WG (大村リーダ)</p> | <p>①システム検討会における検討や提言活動 「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画 JAHISのHP(ダウンロードサイト)を活用した、メンバーへの情報共有</p> |
| <p>保健衛生WG (名取リーダ)</p> | <p>①コロナワクチン接種のクーポン券、市町村システムへの影響に関する提言活動 ②要保護児童情報共有システムの構築に関する提言活動 ③PHR検討会で提言されている健康増進法に基づく各種健(検)診のデータの標準化の検討</p> |

2. 介護保険制度改正への取組み



介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

1. 2020年度の活動内容

- 2020年4月施行、および8月施行の介護保険制度改正に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国民健康保険中央会へ制度の内容および詳細仕様の確認を実施。

2. 2021年度の活動予定

- 2021年4月、8月に予定されている介護保険制度改正を中心に、最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。
- 厚生労働省、国民健康保険中央会と介護保険事務処理システム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

2. 介護保険制度改正への取組み

介護保険事務処理システム検討会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
 - ・サービスコード担当
- 各2名ずつ 合計10名選出



支援

JAHIS 代表



厚生労働省

法改正の概要説明・全体統括

- ・見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

マネジメント



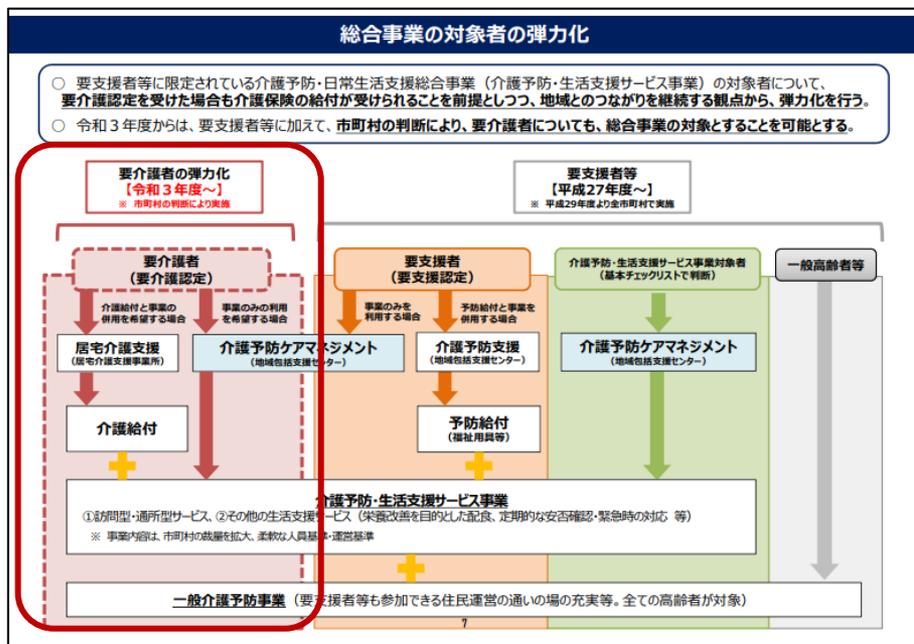
国保中央会

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連 等

| 施行時期 | No | 改正案件 |
|----------|----------|--|
| 4月 施行 | <u>1</u> | <u>要介護認定を受けた者に対する総合事業利用の弾力化</u> |
| | 2 | 介護報酬改定 |
| | 3 | 更新認定有効期間の上限延長 |
| | 4 | 税制改正対応（保険料） |
| | <u>5</u> | <u>認定ソフトバージョンアップに伴う項目の追加</u> |
| | 6 | 介護予防・日常生活支援総合事業利用者の基本チェックリストの入力及び送信機能の追加 |
| 8月 施行 | <u>1</u> | <u>高額介護（予防）サービス費の見直し</u> |
| | <u>2</u> | <u>食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し</u> |
| | 3 | 税制改正対応（利用者負担割合、高額介護サービス費、補足給付） |

- 令和3年度からは、要支援者等に加えて、市町村の判断により、**要介護者についても、総合事業の対象とすることを可能となります（左図）**。
- 要介護認定者が介護給付サービスを受ける前から、**市町村の補助により実施される第1号事業のサービス**を継続的に利用することが可能となります（右図）。



出典：2020年7月31日
「全国介護保険担当課長会議資料」

第1 改正の趣旨

- 第1号事業に関する見直し
 - 第1号事業の対象者の弾力化
 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の対象者について、意見書において、「現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが重要」とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。
 - 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化
 第1号事業のサービス価格の上限について、意見書において、「国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、弾力化を行うことが重要」とされたことを踏まえ、所要の見直しを行う。

第2 改正の内容

- 第1号事業に関する見直し
 - 第1号事業の対象者の弾力化（則第140条の62の4関係）
 第1号事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加することとする。
 - 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化（則第140条の63の2関係）
 第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする。

出典：2020年10月22日「介護保険最新情報Vol.885 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」

- **医療保険番号、医療被保険者証番号等の入力、送信機能追加**が行われます。
- **認定調査票（概況調査）の調査項目のコード化、項目の見直し**が行われます。

1 認定ソフト 2021 における改正内容について
 以下に示す制度改正等に対応するため、新たに認定ソフト 2021 (旧称: 認定ソフト 2018 (SP2)) を配布します。

◆改正内容

- (1) 認定有効期間の見直し (現行最大 36 ヶ月を 48 ヶ月へ変更)
- (2) 医療保険者番号、医療被保険者証番号、記号、枝番の入力及び送信機能追加
- (3) 認定調査票 (概況調査) の調査項目のコード化、項目の見直し
- (7) 認定調査情報へ家族状況 (独居・同居) 項目を追加、認定審査会資料への出力

改正後・認定調査票

| | |
|--|----------------|
| 施設等利用 | |
| <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護適用施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護適用施設 (グループホーム) <input type="checkbox"/> 医療機関 (医療保険適用療養病床) <input type="checkbox"/> 医療機関 (療養病床以外) <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム ^{※1} <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム ^{※1} <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム ^{※1, 2} <input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅 ^{※1} <input type="checkbox"/> その他の施設等 | |
| 施設等連絡先 | |
| 施設等名 | _____ |
| 郵便番号 | _____ 電話 _____ |
| 住所 | _____ |
| <small>※1 特定施設入居者生活介護適用施設を除く。 ※2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを除く。</small> IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境 (外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無)、施設等における状況、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。 | |
| ※家族状況 <input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 同居 (夫婦のみ) <input type="checkbox"/> 同居 (その他) <small>(家族状況については、左のいずれかにチェックするとともに特記すべき事項を記載)</small> | |

追加項目

【現在の状況コード】

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅

【家族状況】

- ・独居
- ・同居 (夫婦のみ)
- ・同居 (その他)

出典：2020年12月25日発行 事務連絡資料
 「認定ソフト2021 のリリース予定及び配布にかかるご協力のお願いについて」

➤ 主治医意見書の電子化対応（現行の5項目に加え診断名および各選択項目が追加）されます。

1 認定ソフト 2021 における改正内容について
 以下に示す制度改正等に対応するため、新たに認定ソフト 2021 (旧称: 認定ソフト 2018 (SP2)) を配布します。
 ◆改正内容

出典：2020年12月25日発出 事務連絡資料
 「認定ソフト2021 のリリース予定及び配布にかかるご協力のお願について」

(5)主治医意見書の電子化対応（現行の5項目に加え診断名および各選択項目を追加）



選択項目（50項目追加）が送信対象

- ① データ項目仕様の見直し
- ・「識別コード」に「21A」（認定ソフト2021用識別子）を追加
 - ・「医療保険者番号、医療被保険者証番号、医療被保険者証番号、医療被保険者証枝番」を追加
 - ・「現在の状況コード」に施設コードを追加
 - ・「家族状況（独居/同居(未婚のみ)/同居(その他))」を追加
 - ・「主治医意見書の全選択項目」を追加
 - ・「特別な職権データ(コロナ対応等)の判断データ」を追加

入力項目（6項目）が送信対象

| | |
|--|--|
| 1 | 診断名(特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1に記入)及び発症年月日 |
| | 1. _____ 発症年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日 頃) |
| | 2. _____ 発症年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日 頃) |
| 3. _____ 発症年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日 頃) | |
| (2) 症状としての安定性 | <input type="checkbox"/> 安定 <input type="checkbox"/> 不安定 <input type="checkbox"/> 不明 |
| 〔「不安定」とした場合、具体的な状況を記入〕 | |
| (3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容 【最近（概ね6ヶ月以内）介護に影響のあったもの及び特定疾病についてはその診断の根拠等について記入】 | |



従来の選択項目（5項目）に加え、**新たに選択項目（50項目）が認定ソフト2021への連携対象**となります。

「診断名1～3」、「発症年月日1～3」の入力項目（6項目）が認定ソフト2021への連携対象となります。

出典：2020年12月25日発出
 「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」

- 「**特殊な職権データの判別用データ項目**」が**新規追加**されます。
- **任意項目であった「委託区分」、「認定調査員資格コード」が必須化**されます。

① データ項目仕様の見直し

- ・ 「識別コード」に「21A」（認定ソフト2021用識別子）を追加
- ・ 「医療保険者番号、医療被保険者証記号、医療被保険者証番号、医療被保険者証枝番」を追加
- ・ 「現在の状況コード」に施設コードを追加
- ・ 「家族状況（独居／同居(夫婦のみ)／同居(その他)）」を追加
- ・ 「主治医意見書の全選択項目」を追加
- ・ 「特殊な職権データ(コロナ対応等)の判別データ」を追加
- ・ 「委託区分」、「認定調査員資格コード」を任意項目から必須項目化

出典：2020年12月25日発出
「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」

| 区分 | No. | コード項目名 | 種別 | 最大バイト数 | 説明 |
|----|-----|---------------|----|--------|---|
| 追加 | 65 | 特殊な職権データ判別データ | 文字 | 3 | 特殊な職権データ(コロナ対応等)判別データ001 から 999 まで、特別対応発生時に適宜採番 (3byte 固定長、先頭 0 埋め) |

- ▶ 高額介護サービス費について、自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、**年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額の引き上げが行われます。**

高額介護サービス費

考え方

- 高額介護サービス費の上限額について、医療保険における自己負担額の上限額に合わせ、年収約770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者については、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円としてどうか。
- 年間上限の利用者数の実績を踏まえ、年間上限の時限措置については、当初の予定通り令和2年度までの措置としてどうか。

| 介護保険の自己負担限度額 (月額) | | 見直しの イメージ | 医療保険の負担限度額 (H30.8~) (70歳以上・月額・多数回該当) | |
|--|--|--------------|---|--------------------|
| 収入要件 | 世帯の上限額 | | 収入要件※4 | 世帯の上限額 |
| 現役並み所得相当 (年収約383万円以上) (注：平成29年見直し前の基準※1) | 44,400円 (※2) <small>第二号被保険者を含む同一世帯の者のサービス自己負担額の合計</small> | → | ①年収約1,160万円以上 | 140,100円 |
| 一般 (1割負担者のみ世帯は年間上限あり※3) | 44,400円 | | ②年収約770万～約1160万円 | 93,000円 |
| 市町村民税世帯非課税等 年金80万円以下等 | 24,600円 15,000円 | | ③年収約383万～約770万円 | 44,400円 |
| 市町村民税世帯非課税等 年金80万円以下等 | 24,600円 15,000円 | | 一般 | 44,400円 |
| | | | 市町村民税世帯非課税等 年金80万円以下等 | 24,600円 15,000円 |

出典：2020年3月10日
「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」

JAHIS 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し

➤ **施設入所者に対する食費居住費の助成**について、第3段階を**本人年金収入等80万円超120万円以下の段階(第3段階①)**と**同120万円超の段階(第3段階②)**の2つの段階に区分し、**第3段階②の負担限度額を上乗せされます(左図)**。

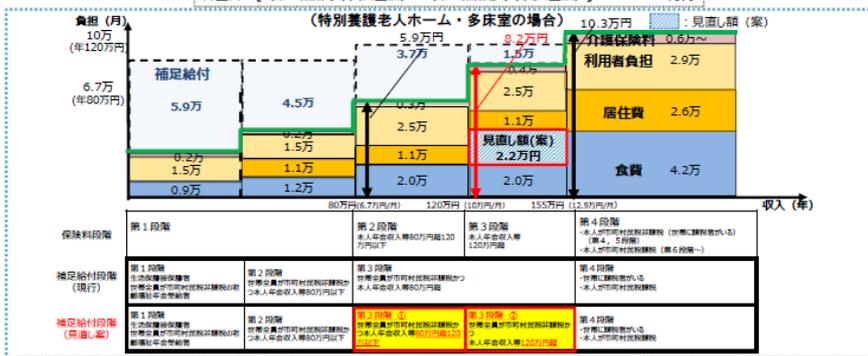
➤ **ショートステイの食費居住費の助成**について、施設入所者と同様に第3段階を2つの段階に区別し、第3段階②について本人の負担限度額への上乗せを行うとともに、食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、**食費の第3段階①及び第2段階についても、本人の負担限度額へ上乗せされます(右図)**。

食費・居住費の助成(補足給付)に関する給付の在り方①

考え方

- 食費・居住費の助成(補足給付)の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ることとはどうか。
- 具体的には、補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階に合わせて2つに分け(「第3段階①」「第3段階②」, 下図参照。)、その上で、介護保険三施設に係る第4段階と第3段階②の本人支出額の差額(介護保険三施設平均)の1/2を、第3段階②の本人負担に上乗せしてはどうか。

算出式: $(\text{第4段階の本人支出額} - \text{第3段階②の本人支出額}) \div 2 = 2.2\text{万円}$

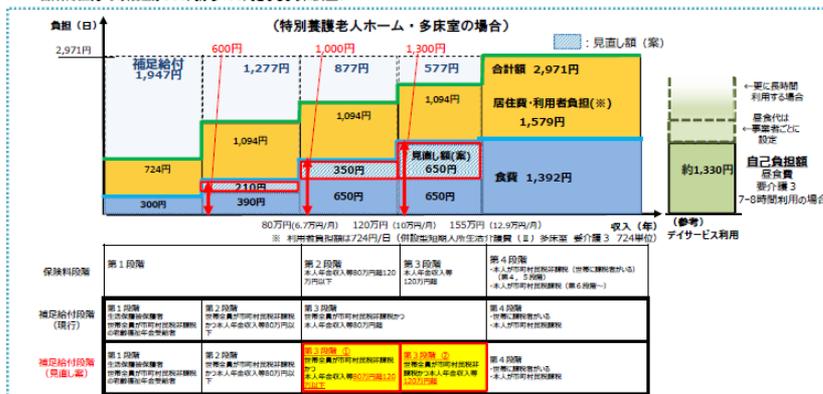


食費・居住費の助成(補足給付)に関する給付の在り方②

考え方

- ショートステイの食費・居住費の助成(補足給付)の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、食費の本人支出額について、所得段階間の均衡を図ることとはどうか。

- 具体的には、以下のようにはどうか。
 - ・ 補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階に合わせて2つに分け(「第3段階①」「第3段階②」, 下図参照。)、その上で、第3段階②の補足給付について、介護保険三施設と同様に設定(▲710円/日)。
 - ・ 食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、第3段階①、第2段階の助成についても、負担能力に配慮しつつ、見直し。
 - ・ 各所得区分毎の段差が300円から400円となるように調整。



出典: 2020年3月10日

「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」の検証により、居宅サービス事業者間のインターフェース（第1,2,3,6,7表）を元に介護事業者間の標準化の事務連絡が発出された。

→今後、さらなるインターフェースの課題の解決と、標準化を実施する。

介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、厚生労働省へ業務効率化に向けた提言を引き続き実施し、業界の標準化を推進する。また在宅医療と介護の連携についての標準インターフェース策定も働きかける。

2. 医療介護連携WGとの連携

医療介護連携WGにおいて、「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究」の中で、医療介護連携の標準化を検討しており、「入院時状況提供書」「退院対処情報記録書」「訪問看護記録書」などの書式標準化を検討している。

→ 本標準化との連携を強化する。

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」のIF課題

ケアプラン「第1,2,3,6,7表」の
インターフェース標準化
2019年度完了

厚労省老健局振興課より
通達予定 (2020/3)

さらなる標準化 I F の検討

令和2年度成果物予定

IFの決定
/データ項目仕様書

● 訪問看護の医療－介護連携について検討を実施。

文書量半減・ICT活用に向けた取組状況 昨年度から継続

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「2020年代初頭までに」「ICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされている。



○ 行政が求める帳票等の見直し

介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請する等の取組を実施する。

○ ICT化によるペーパーレス化の促進

- ・ 介護事業所が作成文書の見直しやICT化等に取り組みやすくするためのガイドラインを作成し、普及を図る。（平成30年度概算要求）
- ・ 介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティのあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。（平成30年度概算要求）

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

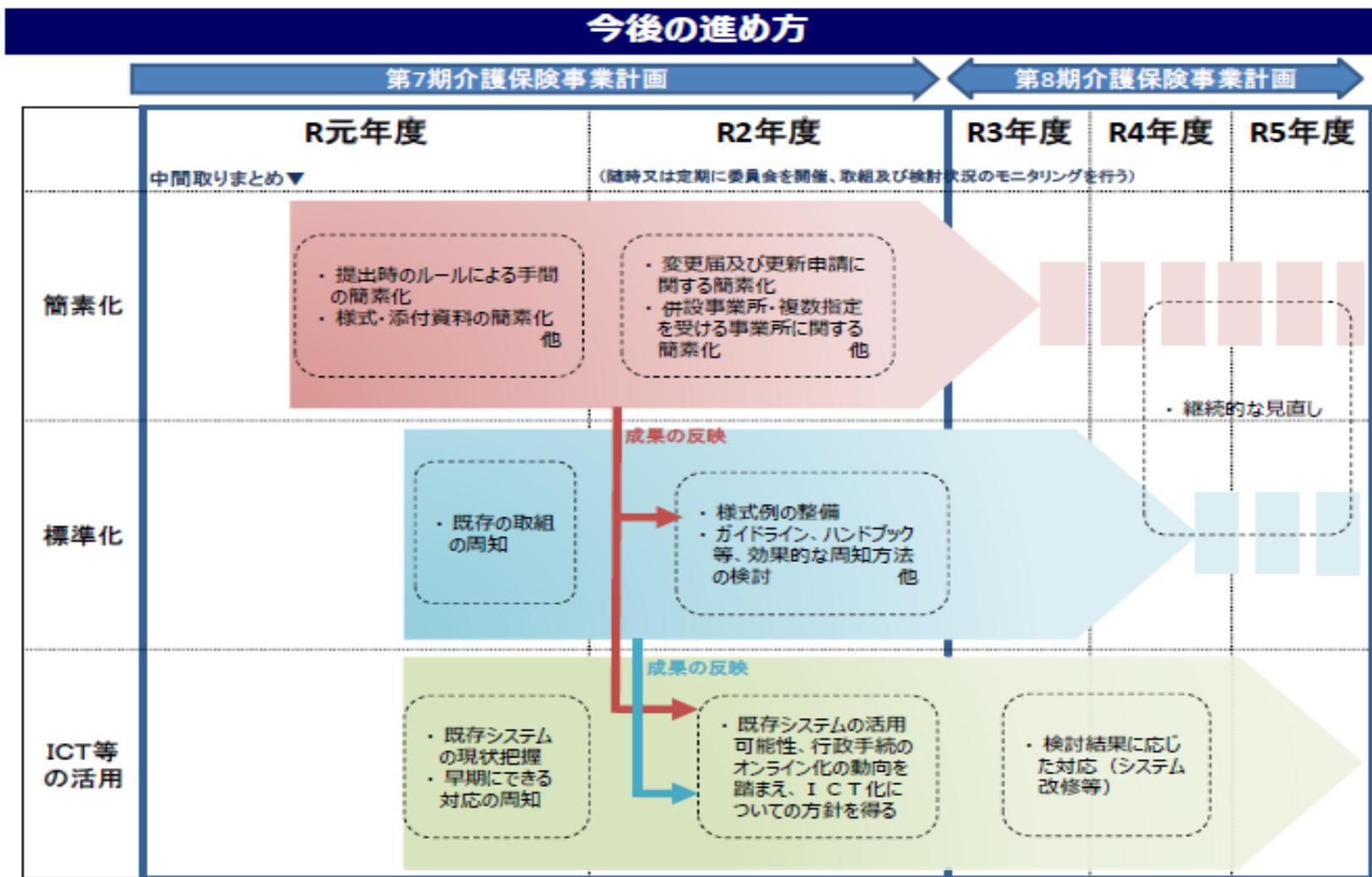
| | 指定申請 | 報酬請求 | 指導監査 |
|--|--|--|--|
| 簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。 (並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。) | <ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ● 様式、添付書類そのものの簡素化 ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 ● 平面図、設備、備品等 ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/ 特定処遇改善加算 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 ● 指導監査の時期の取扱い |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 ・画面上での文書確認 |

<凡例>
 R元年度内日進の取組
 1～2年以内の取組
 3年以上以内の取組（※※）

◀取組を徹底するための方策▶

- 各取組の周知徹底（特に小規模事業者）
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

（※）介護保険法施行規則の改正（H30年10月施行）の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。
 （※※）前倒しで実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。



4. 後期高齢者医療制度への取組み



法改正に関する活動

1. 活動概要

- ①住民税基礎控除、給与所得控除、公的年金控除の見直し及びそれらの調整控除の導入に係る対応や、
- ②低所得者や元被扶養者に関する軽減特例措置の縮小・廃止に関して、市町村側支援システムに関する影響分析支援を、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して実施し、システム仕様整理や国の事業予算策定等に貢献した。また、これらの情報や事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査をメール等で会員に対して実施した。

2. 今後の取組み

引き続き、法改正等に関して、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して、①システム仕様に関する助言、②システム調達仕様の中立性に関する助言、③特定個人情報保護評価に関する支援等を実施しつつ、会員企業にも情報共有を行う。



その他に関する活動

1. 活動概要

広域連合標準システムに関する「クラウド化調査研究」に関して市町村側支援システムに関する助言等を、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して実施し、調査研究に関する中間報告書の策定にも貢献した。市町村側支援システムに関する事項で公開できるものに関しては、メール等で会員に対して実施した。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

1. 2020年度の活動内容

2020年4月の障害福祉サービス等報酬改定に関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。また、障害者総合支援法に関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や通知等のWGメンバーへの情報展開を行った。

2. 今後の取組み予定

2020年4月から予定されている障害福祉サービス等報酬改定を中心に、障害福祉データベース構築の動向など今後予定される様々な障害者福祉制度にからむ最新情報や動向を収集し、WGメンバーと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的におこなう。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み

● 障害者総合支援事務処理システム検討会 (略称: 障害者システム検討会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について【概要】

○ 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症や災害への対応力の強化などの課題に対応するとともに、持続可能性の確保を図りつつ、適切なサービス提供を行うために必要な改定を実施する。【改定率：+0.56%】

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し
 - ・重度障害者支援加算の対象者拡充（強度行動障害）及び医療的ケアが必要な者の評価
 - ・強度行動障害者の受入促進のための体験利用の評価
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・強度行動障害に対する重度障害者支援加算の算定期間の延長
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・基本報酬及び特定事業所加算の見直し
 - ・計画決定及びモニタリング以外の相談支援の評価

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

- (1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し
 - ・就労継続支援A型の基本報酬の見直し（スコア式）
 - ・一般就労移行の更なる評価
 - ・就労継続支援B型の基本報酬の見直し（報酬体系の類型化）
- (2) 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに対応した医療型短期入所の受入体制の強化
 - ・特別重度支援加算の算定要件等の見直し
- (3) 施設入所支援における口腔衛生管理、摂食・嚥下機能の支援に係る評価
- (4) 訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児への支援
 - ・医療的ケア児の判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定
 - ・看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・基本報酬の体系の見直し
 - ・児童指導員等加配加算の見直し
 - ・ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
 - ・児童発達支援センター等の基本報酬の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・医療と福祉の連携の促進
- ・居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進
- ・ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し
 - ・感染症対策の強化
 - ・地域と連携した災害対応の強化
 - ・業務継続に向けた取組の強化
- (2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算の算定要件の緩和
 - ・加算の算定に必要な会議開催等に係るICTの活用
 - ・就労定着支援における対面支援の要件緩和
 - ・就労継続支援等における在宅でのサービス利用の促進

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
 - ・経営状況やサービスの質に応じた基本報酬の見直し（一部再掲）
 - ・医療連携体制加算の算定要件の明確化
 - ・障害者虐待の防止への取組等
- (2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化
 - ・処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止
 - ・処遇改善加算等の加算率の見直し
 - ・特定処遇改善加算の活用促進
 - ・業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (3) その他経過措置の取扱い等
 - ・食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・送迎加算の継続（就労継続支援A型・放課後等デイ）
 - ・補足給付の基準費用額の見直し

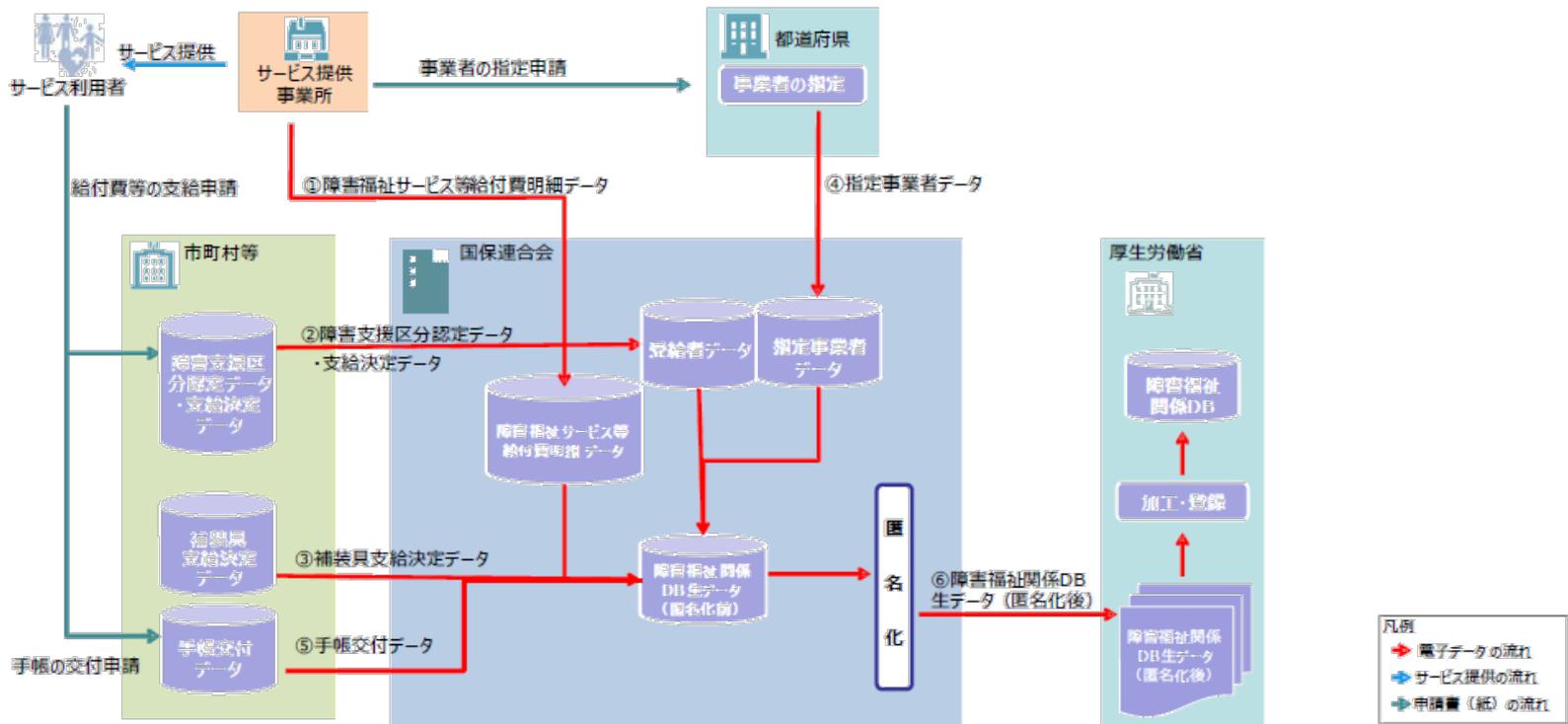
※令和3年1月26日掲載「令和2年度 全国厚生労働関係部局長会議資料」より引用

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害福祉関係データベース構築に向けた調査研究事業

2019年度の障害者総合福祉推進事業として「障害福祉関係データベース」の構築に向けた調査研究事業が実施され、2020年度はデータベース構築に向けた検討がされている。2021年度以降、障害福祉データベースの構築および各市町村における事務システム等の改修が予定されている。（今年度の調査研究事業は三菱総合研究所）



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

6. 子ども子育て支援施策への取組み



内閣府、厚生労働省などへの提言活動・情報収集

1. 活動概要

子ども子育ては制度施行後は、リーダー・サブリーダーの2名にて、子ども子育て支援・児童手当は内閣府へ、児童扶養手当は厚労省へ提言、情報収集活動を行ってきた。2020年度は特に児童扶養手当の「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」対応や、自治体システムの標準化に関連して厚生労働省との意見交換を行い、WGメンバーへの情報共有を行うことで、事業の円滑な推進に寄与した。

2. 今後の取組み

2021年度は、自治体システムの標準化に関して、児童手当・児童扶養手当、子ども子育て支援の検討が本格化する。それぞれ仕様策定のコンサルティングを獲得した事業者と連携しながら標準化の効果を最大化すべくJAHISとして情報収集と共有を行う。

また、少子化対策として、児童手当の特例給付の廃止などが検討されており、これもJAHISとして連携しながら関連所管課へ提言などを行っていく。

1. 児童扶養手当標準仕様策定

2020年11月に決定した標準仕様策定のコンサル事業者から提示された2021年1月までのスケジュールは以下の通り。

年度内は自治体、ベンダヒアリングを行い、現状調査と仕様策定の基礎作業が行われる。
JAHISとして、情報提供と提言を行い、2021年度の仕様策定と検討会の運営に寄与していく。

| 業務 | | 2020年12月 | | 2021/1 | | | |
|---------|--------|-------------------|------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------------|
| | | 4W (12/21週) | 5W (12/28週) | 1W (12/4週) | 2W (12/11週) | 3W (12/18週) | 4W (12/25週) |
| マイルストーン | | | | | | | 事業者への調査・ヒアリング完了 ▼ |
| 1 | 資料提供依頼 | 【JAHIS】事業者様の連絡先提供 | | | | | |
| | | | 【コンサル】標準的な資料の提供依頼 | | | | |
| | | | 【事業者】各事業者様からの標準的な資料の提供 | | | | |
| 2 | ヒアリング | | 【コンサル】事業者様ヒアリング項目整理 | | | | |
| | | | | 【コンサル】ヒアリング項目事前送付 | | | |
| | | | | 【事業者】事業者様ヒアリング | | | |

2. 児童手当の特例給付の廃止を検討

新聞報道

- ・時期：2022年10月支給分から
- ・概要：年収1200万円以上の世帯を特例給付の対象からはずす方針
- ・補助など
：詳細な対象に関する考え方やシステム改修にかかる経費については現時点で不明

7. 国民健康保険 制度改正への取組み

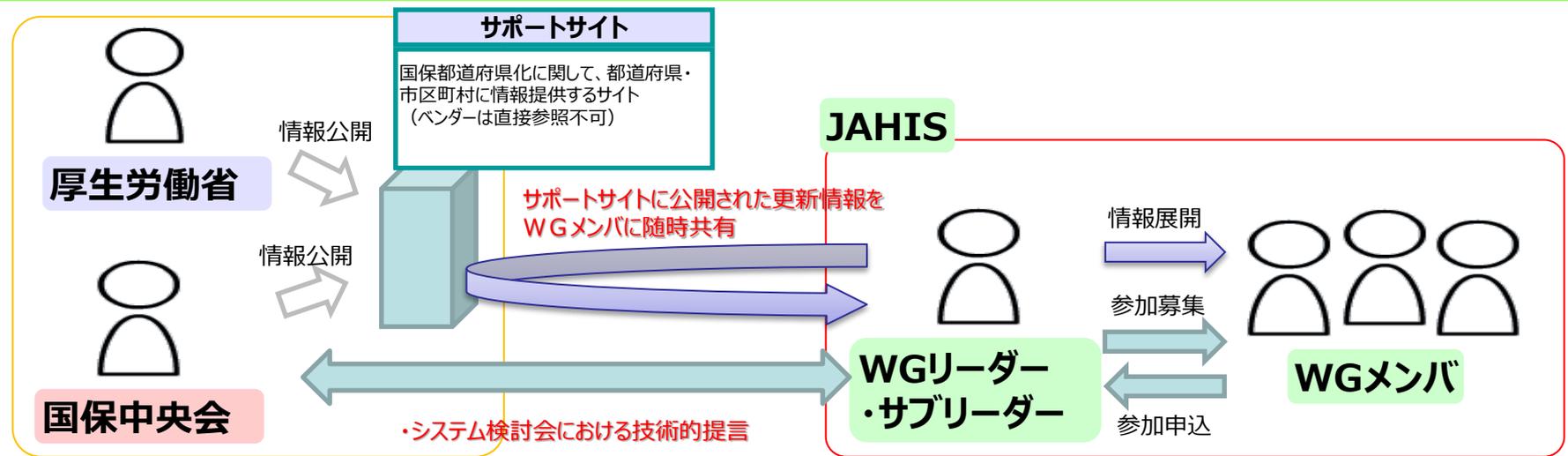


システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

2018年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されており、WGリーダーとサブリーダーの計3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。会議の場ではシステムベンダーとして、情報集約システムへの機能強化に関する提言や、市町村事務処理標準システムの機能強化・オンライン資格確認の施行に向けた対応に関して専門的立場での提言活動を行った。

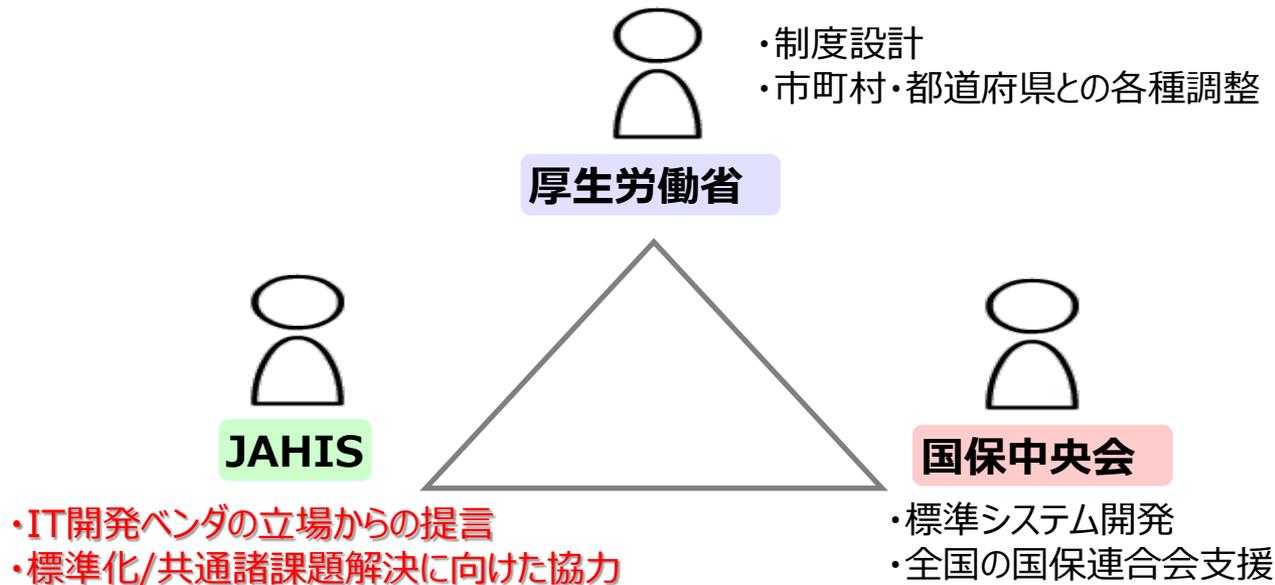
また、厚生労働省（国保中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応している。



2. 今後の取組み

都道府県化施行から約3年経過し、2021年3月に稼働するオンライン資格確認に向けた課題対応と、稼働後に発生する運用面の課題についてタイムリーな対応を進めていく必要がある。

また、デジタルガバメント実行計画2021において、デジタル庁を司令塔とした自治体のDX推進がうたわれている。国民健康保険については、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、2022年夏までに標準仕様書の見直しを行うこととされていることから、厚生労働省・国保中央会と連携を図りながら標準化の加速に向けての協力を行う。



8. 保健衛生分野への取組



自治体健診(がん検診等)データ標準化に関する活動

1. 活動概要

自治体健診(がん検診等)の情報を2020年6月を目途に自治体中間サーバへ副本登録を行う予定となっているため、データ標準レイアウト作成に関する厚生労働省への支援を行っている。

また、自治体⇒中間サーバの副本だけでなく、健診実施機関⇒市町村の健診結果提供に関しても標準的なデータフォーマットを厚生労働省が作成をしているため、そちらの支援も実施している。

健診実施機関⇒市町村の健診結果提供に関しては、主に紙での運用が主流となっており、運用に関しても各地の医師会と市町村の間で、個々に取り決めた内容で実施されているため、運用面での提言等も積極的に実施している。

2. 今後の取組み

中間サーバの副本対応、健診機関からのデータ連携(XML対応)ともに、厚生労働省から補助金が交付されるため、引き続き、随時厚生労働省に対して情報収集の活動を行っていく予定。

8. 保健衛生分野への取組



新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

1. 市町村準備スケジュール（イメージ）

| | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | |
|--------------------------------|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------|----|
| | 10~12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 人員体制の整備 (会計年度任用職員契約、外部委託含む) | 庁内人員体制の確保 | | | 任用職員等の募集 | | |
| システム改修 | 予算準備 | システム改修(クーポン券発行分) | | | | |
| | 予算準備 | システム改修(接種記録分) | | | | |
| クーポン券等の印刷・郵送 | 予算準備 | 契約事務 | 印刷準備・印刷 | 3/中旬以降発送(高齢者分) | 発送(高齢者以外) | |
| 医療機関との調整・契約 | 医師会等との調整 | | | | | |
| 医療機関以外の接種会場の準備 | | 会場選定 | 予算準備 | 契約事務 | | |
| 超低温冷凍庫の配備 | (国→自治体)★ 割当数通知 | 配置先調整 | リスト 国報告 1/28 | リスト 国報告 2/18 | リスト 国報告 | |

厚生労働省 第2回新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保事業に関する自治体向け説明会 資料

8. 保健衛生分野への取組



新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

1. 接種券と接種済証のデザイン

市町村が発行する接種券は、国民健康保険団体連合会で請求・支払事務を実施する住所地外接種を考慮した上で予防接種法に基づいた接種済証と一体にする必要があり、JAHISにて様式案を作成し、厚生労働省へ提示。

| 接種券 | | | | 診察したが接種できない場合 | | | | 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19 | | | |
|-----|------------|--------|--------|---------------|------------|--------|------|---|------|-------|--------------------------|
| 券種 | 2 | ワクチン接種 | 1 | 回目 | 券種 | 1 | 予診のみ | 1 | 回目 | 1回目 | メーカー/Lot No. (シール貼付け) |
| 請求先 | 〇〇県〇〇市 | | 123456 | | 請求先 | 〇〇県〇〇市 | | 123456 | | 接種年月日 | |
| 券番号 | 1234567890 | | | 券番号 | 1234567890 | | | 2021年 | 月 日 | | |
| 氏名 | 厚生 太郎 | | | 氏名 | 厚生 太郎 | | | 接種場所 | | | |
| | | | | | | | | OCRライン (18桁) | | 2回目 | |
| 券種 | 2 | ワクチン接種 | 2 | 回目 | 券種 | 1 | 予診のみ | 2 | 回目 | 接種年月日 | メーカー/Lot No. (シール貼付け) |
| 請求先 | 〇〇県〇〇市 | | 123456 | | 請求先 | 〇〇県〇〇市 | | 123456 | | 2021年 | |
| 券番号 | 1234567890 | | | 券番号 | 1234567890 | | | 月 日 | 接種場所 | | |
| 氏名 | 厚生 太郎 | | | 氏名 | 厚生 太郎 | | | | | | |
| | | | | | | | | OCRライン (18桁) | | | |

8. 保健衛生分野への取組



新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

2. 予防接種台帳での接種情報の管理

市町村は、ワクチンの接種結果を健康管理システムなどの予防接種台帳で管理・保存することとなり、ワクチンの接種履歴はマイナンバーの副本登録の対象になるため、コロナウイルスワクチンに対応したシステム改修の内容を厚生労働省へ提言を行った。

- 既存のシステムを必要に応じて改修し、以下に例示する業務などに対応できるようにする。接種記録の管理については、マイナンバーによるマイナンバーによる情報連携を接種開始と同時に開始することを想定しているものではないが、記録の適切な管理及び市町村間での情報連携等に有効活用するため、定期接種と同様、電子的な管理が可能な仕組みとすることが望ましい。

個別通知等の発送対象者の抽出

通知等の印刷

接種記録の管理等

必要に応じたシステム改修



来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、予防接種台帳システム等により個別通知等の印刷を行う場合には、特に改修スケジュールに留意すること。

厚生労働省 第2回新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保事業に関する自治体向け説明会 資料

9. 自治体システム標準化の動向

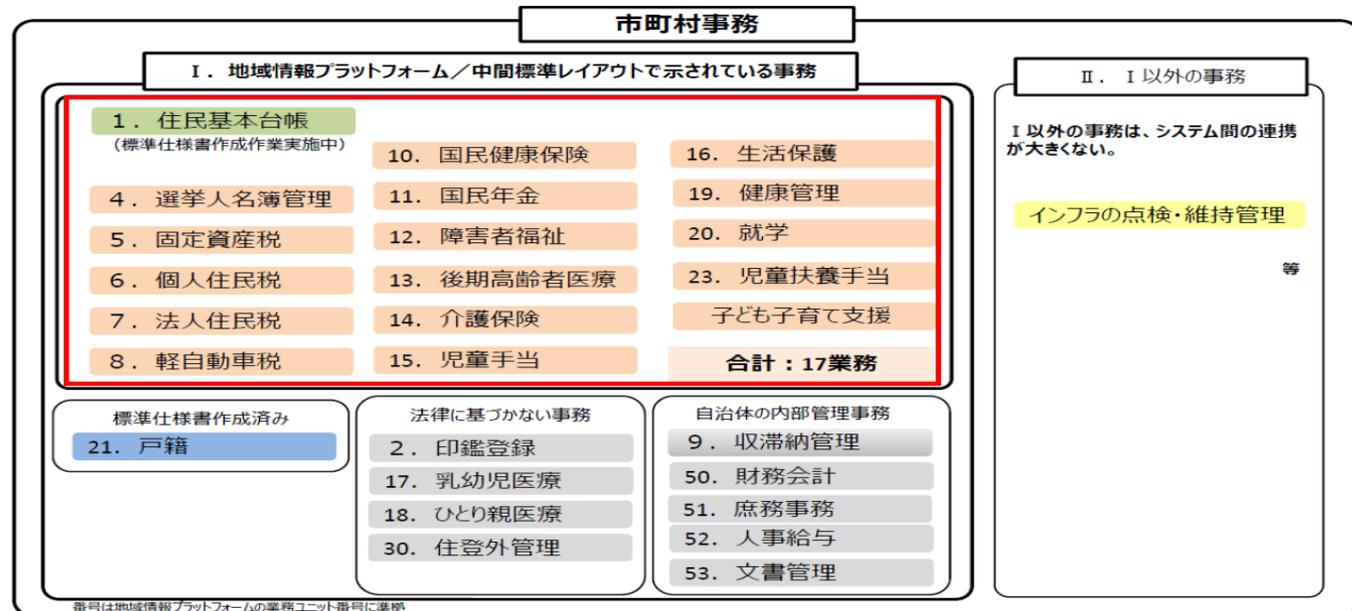
出典：2020年3月17日 「地方自治体業務プロセス・情報システム標準化の取組について」

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容①

I 対象として想定する自治体

- まずは、複数団体での情報システムの自治体クラウドが進んでいない中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成する。
- 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。
(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)

II 対象業務



地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

Ⅲ 標準仕様

1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する要件を策定
(どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等)

2. 機能要件

- 2.1 機能要件
- 2.2 画面要件(*2)
- 2.3 帳票要件(*3)
- 2.4 データ要件(*4)
- 2.5 連携要件(*5)

*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。一定のルールが定まった表記方法で記載すれば、後任がリバイズしやすくなる。具体的な表記方法については、地方公共団体情報システム機構・平成26年度調査研究「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査報告」をベースに行う。

*2: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

*3: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

*4: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

*5: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

3. 非機能要件

- 3.1 可用性
- 3.2 性能・拡張性
- 3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性
- 3.5 セキュリティ
- 3.6 システム環境・エコロジー

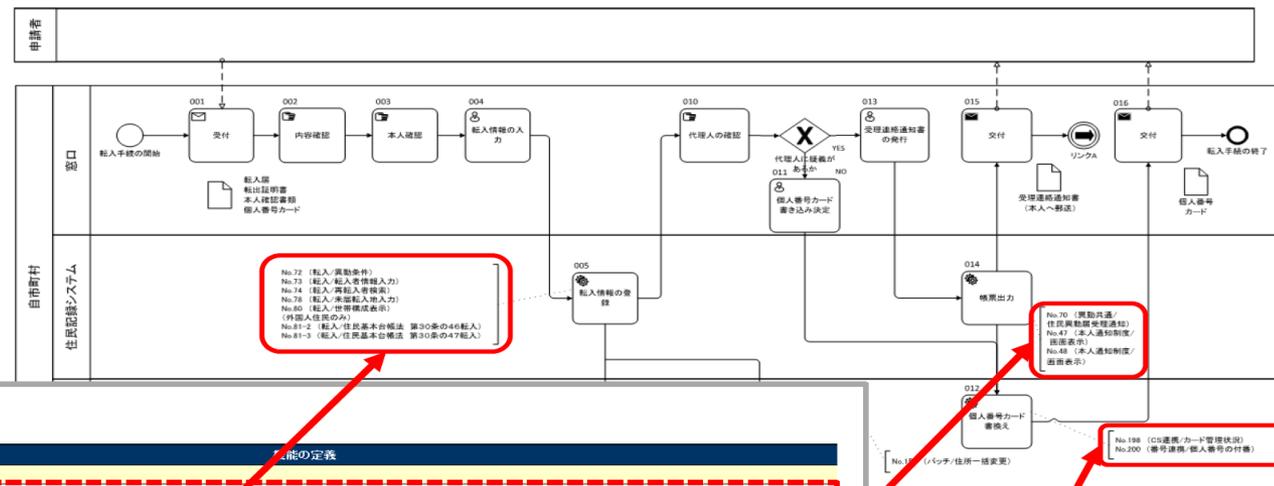
4. SLA (Service Level Agreement)

各省検討事項

共通検討事項 (※)

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容③

1. 業務フロー（例）



2. 機能要件（例）

住民記録システム 機能要件一覧（案）

| 機能名称 | 機能の定義 |
|-----------------------------|---|
| 1. 転入 | |
| 47 1.1 本人通知制度/画面表示 | 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。（オプション） |
| 48 1.2 本人通知制度/画面表示 | 証明書発行履歴をもとに本人であるか申請者宛の住民票の写し等交付通知書（発行済・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。（オプション） なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」が選択可能であること。（オプション） |
| 70 1.3 住民異動届受理通知 | 届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。 出力内容は届出年月日、届出者、届出人民名、異動者氏名及び受理した日、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。 |
| 72 1.4 異動条件 | 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力ができること。 |
| 73 1.5 転入者情報入力 | 日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称 ・性別 ・世帯主・世帯主との続柄 ・本籍・筆頭者 ・住民となった年月日 ・住所・方書 ・届出年月日 ・前住所（国外を含む。） ・外国人住民となった年月日 ・個人番号 ・住民票コード ・通称の記載と削除に関する事項・事由 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日付、西暦で記載すること。 ※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日付、西暦で記載すること。 |
| 74 1.6 再転入者検索 | 住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転入時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。 |
| 78 1.7 未届転入地入力 | 直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。前住所末尾に（未届）を追加すること。 |
| 80 1.8 世帯構成表示 | 転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（続柄）が設定できること。 |
| 81-2 1.9 住民基本台帳法 第30条の46転入 | 中長期在留者、特別外住者、一時応諾許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。 |
| 81-3 1.10 住民基本台帳法 第30条の47転入 | 住所を有する者が中長期在留者、特別外住者、一時応諾許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。 |
| 154 1.11 住所一括変更 | 一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 個人番号カード交付申請書の、運用状況についてCS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうか確認できること。 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード発当プリンタに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(外部)事項をカード発当プリンタに出力できること。 ・発当記録の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード、特別居住者証明となる。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。 |
| 198 1.12 CS 連携/カード管理状況 | 住民記録システムとの連携/カード管理状況 |
| 200 1.13 番号連携/個人番号の付番 | 住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職種等による個人番号の変更要求ができること。 |

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関〜」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関〜」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。

※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

| | Xベンダ 提供システム | Yベンダ 提供システム | Zベンダ 提供システム |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 実装必須機能 | ◎ (必ず実装) | ◎ (必ず実装) | ◎ (必ず実装) |
| 実装不可機能 | — (実装不可) | — (実装不可) | — (実装不可) |
| 標準オプション機能A | ● | ● | |
| 標準オプション機能B | ● | | |
| 自治体による 選択 | A市 | B市 | c市 |

原則

標準仕様の範囲

例外

必要最小限度にとどめる

「標準」の検討方法

○関係ベンダ（当該業務についての情報システムを提供するベンダ）が提供するパッケージシステムが持つ機能を比較して標準と決めたもの（パッケージ標準機能）を基準として、検討会等の構成員となる市町村（自治体クラウドを実施している団体等）の情報システムが実装している機能とを、「機能要件比較表」により比較検討し、業務フローを参照しながら、最適な機能を標準として定めてはどうか。

【機能要件比較表】

| 業務階層区分 | | | 業務 フロー 番号 | 基準 | 比較 1 | 比較 2 | ... | 標準 |
|--------|---------|-------------------|-----------------|---|---|--|-----|--|
| 通番 | 大項目 | 中項目 | | 関係ベンダが 提供する パッケージの標準 (パッケージ標準 機能) | A市 | B市 | ... | |
| (例) 72 | 1 転入 | 1.4 異動 条件 | 〇〇、 〇〇、 | 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。 | 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。 | 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。 | | 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。 |
| 74 | 1 転入 | 1-5 再転入 者検索 | 〇〇、 〇〇、 | 住民票コードによって再転入者を検索できること。 | 住民票コードによって再転入者を検索できること。 + 宛名番号を新規付番すること。 | 住民票コードによって再転入者を検索できること。 + 再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。 | ... | 住民票コードによって再転入者を検索できること。 再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| | ① | | | ② | | ③ | | |

※ 図中の赤い吹き出し「最適な機能を標準とする」は、比較2と標準の列を指している。

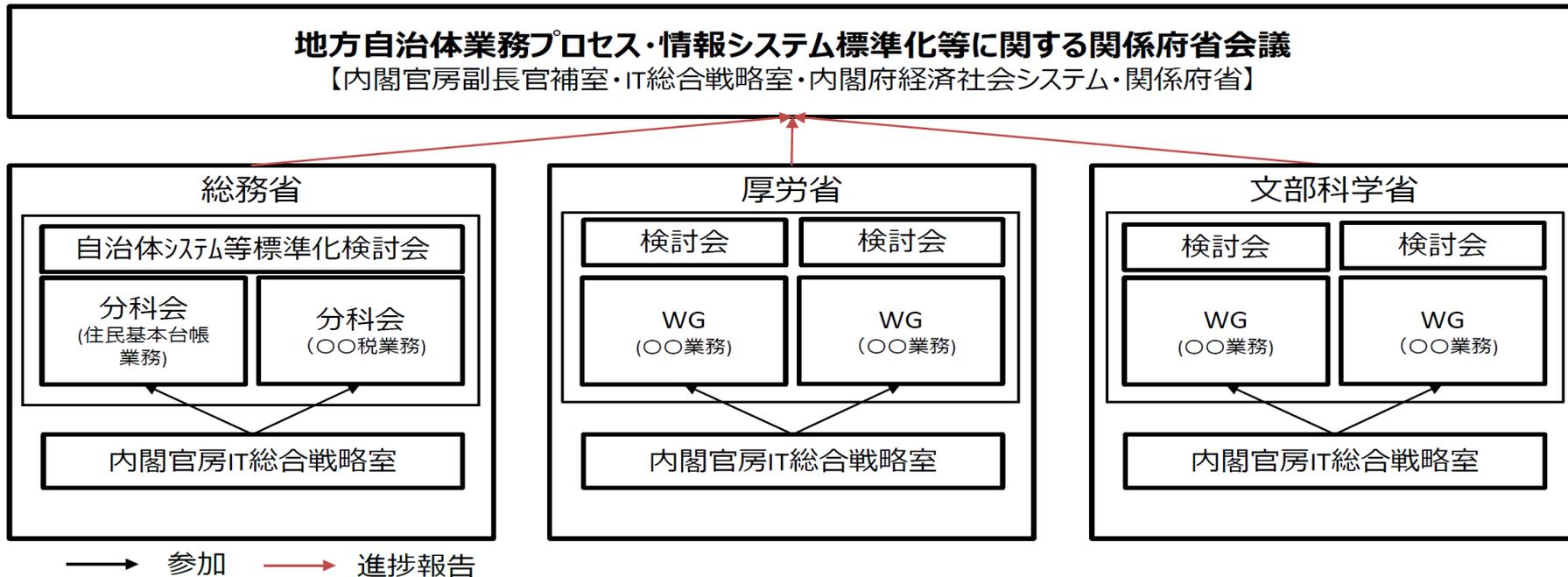
各省検討事項のスケジュール

| 2019年度 | | | 2020年度 | | | | | | | | | | 2021年度 | | | | | | | | |
|---|----|----|-----------------|----|----|-----------------|----------------|-----|-----------------|-----|------------|-----------------|--------|-----------------------|----|---|----|-------------|---------------|--|--------------------|
| 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | | | |
| ● 第1回関係府省会議 | | | ● 第1回政府CIOヒアリング | | | ● 第2回政府CIOヒアリング | | | ● 第3回政府CIOヒアリング | | | ● 第4回政府CIOヒアリング | | | | | | ● 第4回関係府省会議 | | | |
| ○ 第1グループ：介護・障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼） | | | | | | | 1-2 検討会・WGの開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1 主要論点照会(関係ベンダ) | | | 2-2 主要論点照会(自治体) | | | | 2-3 主要論点整理 | | | | 2-4 主要論点検討 | | | | | 5 標準仕様（各省検討事項） 5-1 案の作成 5-2 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映 5-3 自治体の規模による差も検討・調整 | | | 5-4 自治体意見照会 | | 5-6標準仕様（各省検討事項）の決定 |
| 3 業務フロー（BPMN）作成 | | | | | | | 4 機能要件の検討 | | | | | | | | | | | | 5-5 関係ベンダ意見照会 | | |
| ○ 国保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国保標準システムの課題と対応策を別途検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民年金・後期高齢者医療・生活保護・健康管理・児童扶養手当、子ども・子育て支援 | | | | | | | | | | | | | | 第1グループと同作業（2022年8月まで） | | | | | | | |
| ○ 共通検討事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A 非機能要件・SLAの精査 | | | B 自治体・ベンダ照会 | | | | C 非機能要件・SLAの決定 | | | | | | | | | | | | | | |

各省検討事項の検討体制①

○ 各省は、下記の参考1・参考2を参考にして、対象業務ごとに検討体制を構築し、検討を進めて頂きたい。

≪参考1≫検討体制イメージ



※検討会（親会）：WG（分科会）において整理した案について、合意形成する

※WG（分科会）：主要論点の検討、業務フロー・機能要件の整理等について具体的に作業を進め、案を作成する

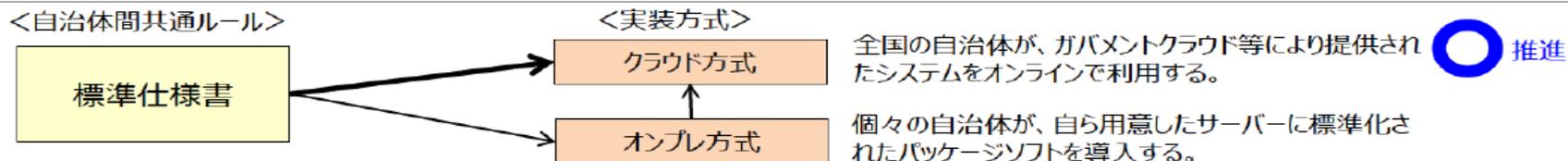
各省検討事項の検討体制②

《参考2》メンバー構成イメージ

| | | 検討会（親会） | WG（分科会） |
|-----|-------|--|--|
| (1) | 地方自治体 | 業務・システムに通じる市町村の担当課長級 ※利用するシステムのベンダは偏らないように留意が必要 | 業務・システムに通じる市町村の担当者 ※利用するシステムのベンダは偏らないように留意が必要 |
| | | 地方3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）の関係部長 | — |
| (2) | 関係ベンダ | 業務システムを開発しているベンダの責任者 | 業務システムを開発しているベンダの担当者 |
| (3) | 所管府省 | 業務所管部局の局長級以下 | 業務所管部局の課長級以下 |
| | | システム担当部局の局長級以下 | システム担当部局の課長級以下 |
| | | — | 各府省のCIO補佐官 |
| (4) | 関係府省 | — | 内閣官房IT室担当者 |
| (5) | 関係団体 | 適宜 | 適宜 |
| (6) | 有識者 | 適宜 | — |

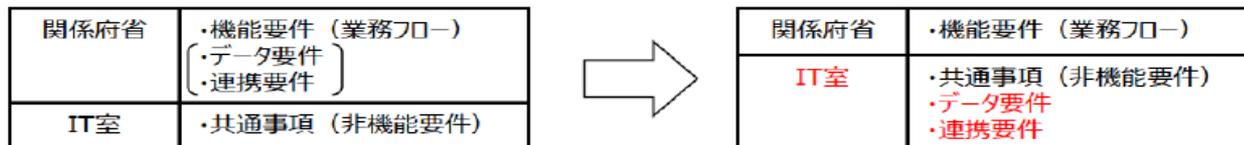
地方自治体の業務システムの統一・標準化の作業方針見直しについて

1. 標準仕様書は、どの実装方式にも必要。



2. 標準仕様書は、絶えず更新して内容を高める。

【関係府省とIT室の役割分担】



【整理・検討事項】



3. CIO補佐官や自治体と確認を取りながら策定する。

- ・CIO補佐官：記載方法、データ要件、連携要件、機能要件、新機能追加 等を検討

地方自治体の業務システムの統一・標準化 スケジュール

- ～R7年度末：すべての自治体で、主要な住民向け手続はワンストップ可能で、緊急時に迅速なシステム改修を可能な状態にするため、原則、自治体の基幹系業務システム（17業務）については、R7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにする。

| | 2020 R2年度 | 2021 R3年度 | 2022 R4年度 | 2023 R5年度 | 2024 R6年度 | 2025 R7年度 | 2026 R8年度 |
|------------------------------------|-----------------------------|--|------------------------------|--|--------------|--------------|---|
| 統一 ガバメントクラウドの提供 <IT室> | | 先行事業（一部稼働） | ガバメントクラウドを提供 | | | | |
| 標準化法 <IT室・総務省・各府省> | | 法案提出 | 基本方針 | 基準 | | | |
| 標準化 | 共通要件の基準 (標準仕様書) <IT室> | データ要件・連携要件の基準 (標準仕様書)の策定 | | 調整 | | | |
| | 機能要件の基準 (標準仕様書) <各府省> | 17業務の機能要件の基準 (標準仕様書)の策定 | | | | | |
| 標準準拠システムの開発 <ベンダ> | | | 開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提) | | | | |
| 自治体 | | 先行事業 (一部稼働し、ガバメントクラウドの利用環境・運用の詳細や、効率的な移行方法を検討等) | | ガバメントクラウド利用自治体 順次拡大 (R7年度末までに原則、ガバメントクラウドへ移行) | | | 標準準拠システムへの移行 (自治体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用) |

※ 取組においては自治体の意見を丁寧に聴いて進める。

ガバメントクラウドが目指す姿

ガバメントクラウドとは

- 「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 地方自治体の情報システムについても、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討をすすめることとしています。
- 対応方針は、次のとおりです。

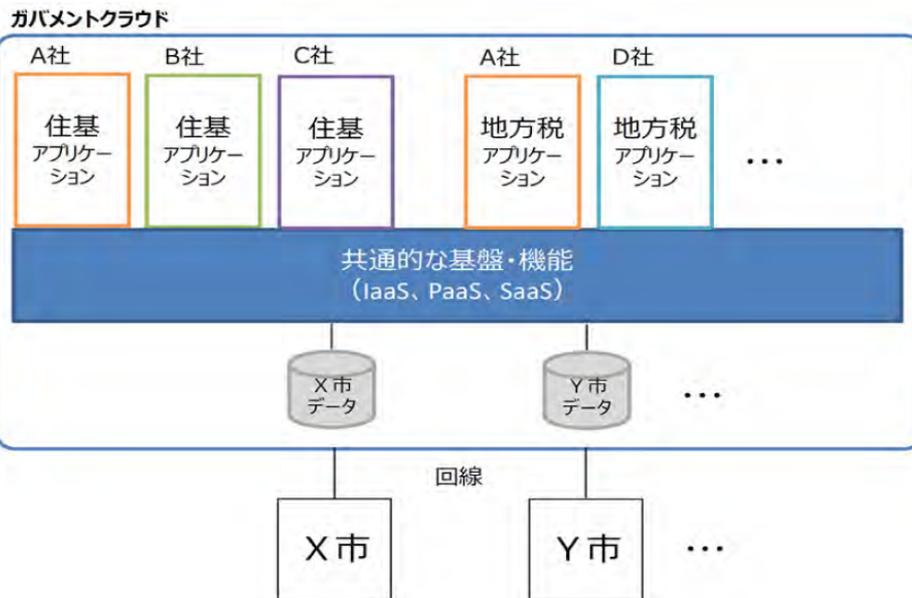
① アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のアプリケーションを、ガバメントクラウドに構築することができます。

- ※ 基幹業務等とは、基幹業務（住基、税、介護等のいわゆる17業務）のほか、これに付属又は密接に連携する業務です。
- ※ 構築できる事業者やアプリケーションの要件、手続等は、今後検討・提示していきます。

② 基幹業務等のアプリケーションは、複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、地方自治体は、それらの中から選択することが可能です。

③ 地方自治体は、基幹業務等を、オンラインで利用できるようになります。

- 地方自治体は、これまでのように、自らサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを所有する必要がなくなります。



地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット

【その 1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

【その 2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

【その 3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

【その 4】

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

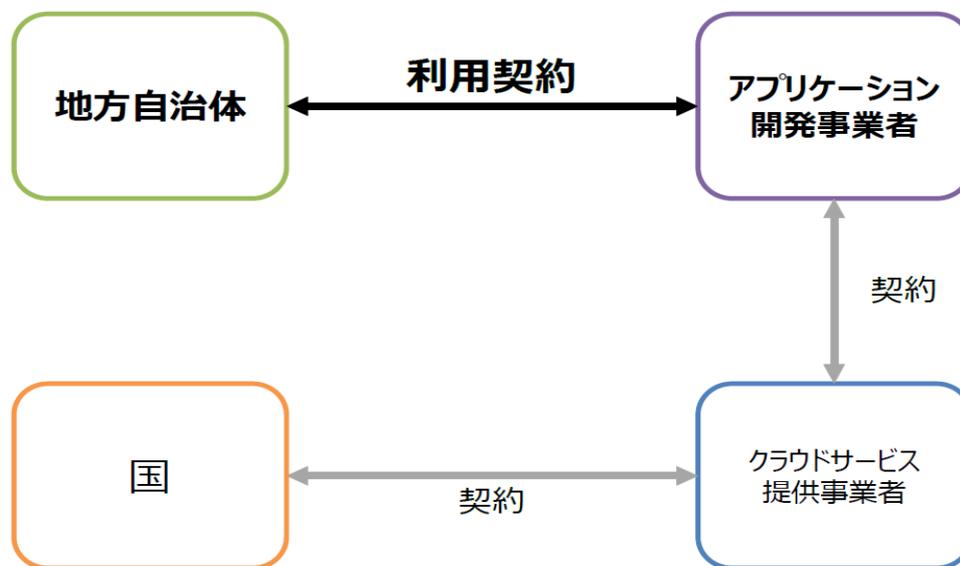
【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の17業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。



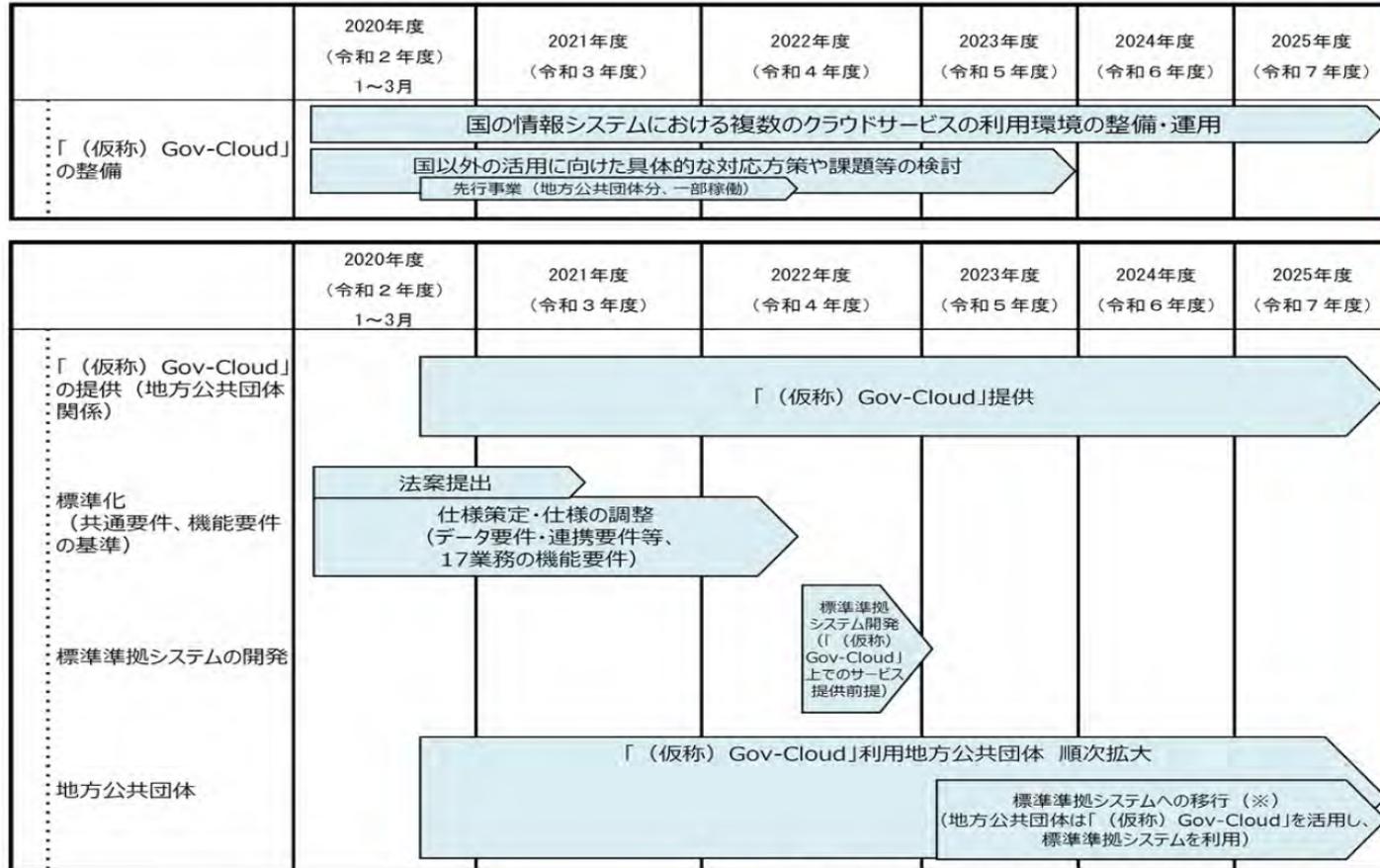
ガバメントクラウド上の業務アプリを利用する契約

- 国は、クラウドサービス提供事業者との契約により、その提供する共通的な基盤・機能（サーバ等のハードウェア、OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェア）の整備を行います。
- 地方自治体は、「アプリケーション開発事業者」と利用契約を結べば、独自にサーバ等を調達することやクラウドサービス提供事業者との契約を結ばなくても、希望するガバメントクラウド上のアプリケーションを利用することができるようにする予定です。
 ※下図はあくまでイメージであり、具体的な契約方法、費用分担、責任分界等は、今後の先行事業を通して、詳細化していく予定です。



地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）

| 先行事業(R3・R4) | 本格移行期(R5~R7) | 【R7年度末の姿】 |
|---|---|---|
| <p>ガバメントクラウドの活用を開始</p> <p>ガバメントクラウドへのクラウドリフトを先行事業として行い、課題や手法の整理を行います。</p> <p>2022（R4）年度までに緊急時給付等を簡便に行うためのアプリケーション（（仮称）自治体等共通SaaS）等をガバメントクラウドに構築します。</p> | <p>標準仕様に準拠した業務アプリがガバメントクラウドに構築され、地方自治体が順次、活用を開始</p> <p>活用を開始した地方自治体において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。 ②制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。 ③アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。 | <p>原則、全ての地方自治体で活用を開始</p> <p>原則、全ての地方自治体において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。 ②制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。 ③アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。 |

今後も各業務で大規模な制度改革が
控えています・・・

さらに**ガバメントクラウドへの移行が2025年末まで**
となっており、急激な変化が求められています。

抜本的な制度設計の見直しや
データヘルス集中改革プラン・ビッグデータ利活用も
着々と進められています。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました